

避難生活のために精神疾患が悪化したことによる通院慰謝料について、東京電力から直接賠償を受けた金額を上回る金額の賠償が認められた事例。

(全 部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 生命・身体損害（精神的慰謝料）

期 間 平成23年3月11日から平成23年11月30日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金35万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

第1項に掲げる損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年1月12日

（仲介委員 肥沼隆男）